

令和 8 年第 2 回

各務原市議会定例会議案（追加）

令和 8 年 6 月 1 5 日

目 次

議第 6 5 号	各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 6 6 号	工事委託協定の締結について（高山本線蘇原・各務ヶ原間 1 2 k 3 6 4 m 付近少年院踏切道歩道設置工事）	5 頁

議第65号

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月15日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

各務原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の各務原市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議第66号

工事委託協定の締結について

次のとおり工事委託協定を締結するものとする。

令和8年6月15日提出

各務原市長 浅野 健 司

- 1 協定の目的 高山本線蘇原・各務ヶ原間12k364m付近少年院踏切道歩道設置工事
- 2 協定の金額 195,960,100円
- 3 協定の相手方 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目3番4号
東海旅客鉄道株式会社
東海鉄道事業本部長 新 田 雅 巳

